

証券コード 9419

平成27年3月5日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

株 式 会 社 ワ イ ヤ レ ス ゲ ー ト

代表取締役CEO 池 田 武 弘

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、50頁から52頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第11期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.wirelessgate.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における業績は、売上高が前期比2,050,112千円増(29.1%増)の9,105,611千円、営業利益が前期比9,138千円増(1.2%増)の794,789千円、経常利益が前期比5,186千円増(0.7%増)の789,703千円、当期純利益が前期比15,859千円増(3.3%増)の499,004千円となり、平成24年7月の東京証券取引所マザーズ市場への上場後、3期連続で増収増益を達成いたしました。

当連結会計年度におきましては、基盤事業である「ワイヤレスゲートWi-Fi」、「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスを中心に収益の拡大を図るとともに、「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE SIMカード」サービスをはじめとする新たな事業を開始することにより、更なる成長を目指してまいりました。

売上高につきましては、主力のワイヤレス・ブロードバンド事業の会員数が順調に増加したこと等により増収となり、利益面につきましては、LTE領域での新規事業の開始に伴う回線調達コストや販売促進費等が発生したものの、売上高及び売上総利益が増加したため増益となっております。

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります。が、売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次のとおりであります。

#### (ワイヤレス・ブロードバンド事業)

##### イ. 公衆無線LANサービス

家電量販店において積極的な告知活動を行う等、新規会員の獲得に力を入れてまいりました。この結果、当連結会計年度における公衆無線LANサービスの売上高は871,953千円(前期比4.6%増)となりました。

ロ. モバイルインターネットサービス

9月にサービスを開始した「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE SIMカード」をはじめとする新規会員の更なる獲得を図るべく、家電量販店における積極的なキャンペーンの展開や広告宣伝に注力致しました。この結果、当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高は8,057,823千円（前期比30.3%増）となりました。

(ワイヤレス・プラットフォーム事業)

ワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームを活用した電話リモートサービスの新規会員獲得に注力し、収益源の更なる拡大を図ってまいりました。この結果、当連結会計年度におけるワイヤレス・プラットフォーム事業の売上高は150,541千円（前期比306.7%増）となりました。

(その他)

Wi-Fiインフラ事業（Wi-Fi環境イネーブラー事業）等における機器販売及び保守料、並びにガラポンTV、「ヨドバシカメラ@wig card（プリペイドカード）プラン」の販売等になります。当連結会計年度は25,292千円（前期比2,921.2%増）の売上高となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産含む）の総額は426,799千円であり、その主なものは、当社事業における通信設備、サーバ及びソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

平成26年7月1日付で、当社を存続会社、連結子会社であった株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 8 期<br>(平成23年12月期) | 第 9 期<br>(平成24年12月期) | 第 10 期<br>(平成25年12月期) | 第 11 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年12月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高(千円)       | —                    | 5,500,950            | 7,055,499             | 9,105,611                          |
| 経常利益(千円)      | —                    | 575,891              | 784,517               | 789,703                            |
| 当期純利益(千円)     | —                    | 423,488              | 483,145               | 499,004                            |
| 1株当たり当期純利益(円) | —                    | 190.48               | 48.85                 | 49.28                              |
| 総資産(千円)       | —                    | 2,492,242            | 3,481,939             | 3,913,284                          |
| 純資産(千円)       | —                    | 1,534,034            | 2,064,337             | 2,276,896                          |
| 1株当たり純資産額(円)  | —                    | 628.47               | 206.18                | 224.48                             |

- (注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しているため、第8期の各数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
4. 平成25年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第 8 期<br>(平成23年12月期) | 第 9 期<br>(平成24年12月期) | 第 10 期<br>(平成25年12月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(平成26年12月期) |
|---------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売上高(千円)       | 3,440,852            | 5,500,950            | 7,055,499             | 9,105,611                        |
| 経常利益(千円)      | 386,521              | 577,402              | 784,280               | 786,894                          |
| 当期純利益(千円)     | 279,208              | 425,048              | 483,914               | 498,585                          |
| 1株当たり当期純利益(円) | 13,545.90            | 191.19               | 48.93                 | 49.24                            |
| 総資産(千円)       | 1,394,862            | 2,495,983            | 3,484,133             | 3,917,893                        |
| 純資産(千円)       | 722,340              | 1,535,594            | 2,066,666             | 2,278,806                        |
| 1株当たり純資産額(円)  | 35,044.65            | 629.11               | 206.41                | 224.67                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
3. 平成25年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金    | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|----------|---------|---------------|
| 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ | 50,000千円 | 100.0%  | マーケティング支援     |

- (注) 平成26年7月1日付で、当社を存続会社、連結子会社であった株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

##### ① 新規事業領域への展開について

当社グループは設立以来、ワイヤレス・ブロードバンドサービスを主に個人向けに提供することで事業を拡大してまいりました。今後も更なる成長に向けて、無線データ通信市場及び関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げてまいります。また、開始間もないLTEネットワークを活用した個人向け格安SIM関連サービスや法人向けM2M/IoTサービス等については早期に収益化を目指し、Wi-Fiインフラ事業（Wi-Fi環境イネーブラー事業）等の拡大を通じて、企業価値の向上に取り組んでまいります。

##### ② 販売チャネルの拡充について

現在は株式会社ヨドバシカメラ経由での新規サービス加入者の構成比率が高く、同社への依存度が高い状態にあります。今後、住友商事株式会社を通じた大手携帯電話販売店との契約締結等により販売チャネルの拡充を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

##### ③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。その主な内容は次のとおりであります。

（ワイヤレス・ブロードバンド事業）

イ．公衆無線LANサービス

東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内や主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国4万ヶ所以上で利用できる無線LANを利用した高速インターネット接続サービスです。

ロ．モバイルインターネットサービス

当社グループが提供する公衆無線LANサービスの他に、通信事業者より提供を受けているWiMAX及びLTE等の通信網を併せて利用することができ、非常に広域なエリアで高速インターネット接続を行うことができる無線通信サービスです。

（ワイヤレス・プラットフォーム事業）

当社グループのワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームである、ID・パスワードの認証プラットフォームと課金プラットフォームを他の通信事業者や法人に提供しております。

(6) 主要な営業所（平成26年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 本社：神奈川県横浜市西区

(7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 18 (2) 名 | 5 (0) 名増    |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 18 (1) 名 | 6名増 (1名減) | 37.4歳   | 2.4年        |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人数を計算し( )内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(平成26年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 28,800,000株

（注）平成25年12月5日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は14,400,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 10,150,000株

（注）発行済株式の総数は5,143,800株増加しております。増加理由は以下のとおりであります。

- ・平成26年1月1日付で1株を2株に株式分割したことによる増加 5,006,200株
- ・ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 137,600株

③ 株主数 9,344名

④ 大株主

| 株 主 名                                             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ヨ ド バ シ カ メ ラ                             | 1,416,400株 | 14.0%   |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）     | 695,200株   | 6.9%    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 653,600株   | 6.5%    |
| 池 田 武 弘                                           | 490,800株   | 4.8%    |
| 藤 沢 昭 和                                           | 400,000株   | 3.9%    |
| 坂 巻 和 彦                                           | 205,000株   | 2.0%    |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）                     | 193,500株   | 1.9%    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                               | 180,000株   | 1.8%    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                 | 153,300株   | 1.5%    |
| ジ ョ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ュ ー ス バ ン ク 3 8 0 6 2 1       | 142,000株   | 1.4%    |

（注）持株比率は自己株式（20,000株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年12月31日現在）

### 旧商法に基づき発行した新株予約権

|                                             |                  | 第 2 回 新 株 予 約 権                            |
|---------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                   |                  | 平成18年 2 月28日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                  | 700個                                       |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 (注) 1   |                  | 普通株式 280,000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                  | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                  | 新株予約権 1 個当たり73,000円<br>( 1 株当たり183円)       |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                  | 平成19年 2 月26日から<br>平成29年 2 月25日まで           |
| 行 使 の 条 件                                   |                  | (注) 2                                      |
| 役 員 の 保 有 状 況                               | 取 締 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 75個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 |

- (注) 1. 当社は、平成24年 5 月16日付で 1 株を100株とする株式分割、平成25年 9 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割、平成26年 1 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は280,000株となっております。
2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

- (3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合。
  - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
  - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
  - (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
  - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
  - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
  - (10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権

|                                                  |                         | 第 3 回 新 株 予 約 権                       | 第 4 回 新 株 予 約 権                       |
|--------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                        |                         | 平成20年 3 月28日                          | 平成21年 3 月31日                          |
| 新 株 予 約 権 の 数                                    |                         | 1, 900個                               | 30個                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 1                      |                         | 普通株式 760, 000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)  | 普通株式 12, 000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)   |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                              |                         | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない               | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない               |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に<br>際 して 出 資 さ れ る<br>財 産 の 価 額 |                         | 新株予約権 1 個当たり73, 000円<br>( 1 株当たり183円) | 新株予約権 1 個当たり73, 000円<br>( 1 株当たり183円) |
| 権 利 行 使 期 間                                      |                         | 平成21年 1 月26日から<br>平成31年 1 月25日まで      | 平成22年 2 月25日から<br>平成32年 2 月24日まで      |
| 行 使 の 条 件                                        |                         | (注) 2                                 | (注) 2                                 |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                                 | 取 締 役<br>(社外取締役を<br>除く) | 新株予約権の数 750個                          | 新株予約権の数 一個                            |
|                                                  |                         | 目的となる株式数 300, 000株                    | 目的となる株式数 一株                           |
|                                                  |                         | 保有者数 1名                               | 保有者数 一名                               |
|                                                  | 監 査 役                   | 新株予約権の数 一個                            | 新株予約権の数 10個                           |
|                                                  |                         | 目的となる株式数 一株                           | 目的となる株式数 4, 000株                      |
|                                                  |                         | 保有者数 一名                               | 保有者数 1名                               |

|                                                  |                         | 第 5 回 新 株 予 約 権                                       | 第 9 回 新 株 予 約 権                                                       |
|--------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                        |                         | 平成22年12月20日                                           | 平成26年 3 月26日                                                          |
| 新 株 予 約 権 の 数                                    |                         | 1, 000個                                               | 97個                                                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 1                      |                         | 普通株式 400, 000株<br>(新株予約権 1 個につき400株)                  | 普通株式 9, 700株<br>(新株予約権 1 個につき100株)                                    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                              |                         | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                               | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                                               |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に<br>際 して 出 資 さ れ る<br>財 産 の 価 額 |                         | 新株予約権 1 個当たり73, 000円<br>( 1 株当たり183円)                 | 新株予約権 1 個当たり285, 100円<br>( 1 株当たり2, 851円)                             |
| 権 利 行 使 期 間                                      |                         | 平成22年12月21日から<br>平成32年12月20日まで                        | 平成28年 3 月27日から<br>平成34年 3 月26日まで                                      |
| 行 使 の 条 件                                        |                         | (注) 2                                                 | (注) 2                                                                 |
| 役 員 の 保 有<br>状 況                                 | 取 締 役<br>(社外取締役を<br>除く) | 新株予約権の数 500個<br><br>目的となる株式数 200, 000株<br><br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 40個<br>(注) 3<br>目的となる株式数 4, 000株<br>(注) 3<br>保有者数 1名<br>(注) 3 |

(注) 1. 当社は、平成24年5月16日付で1株を100株とする株式分割、平成25年9月1日付で1株を2株とする株式分割、平成26年1月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、第3回新株予約権が760, 000株、第4回新株予約権が12, 000株、第5回新株予約権が400, 000株となっております。

2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
  - (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
  - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
  - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
  - (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
  - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
  - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
  - (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 第9回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                            |       | 第 9 回 新 株 予 約 権                            |
|----------------------------|-------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                  |       | 平成26年 3 月26日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数              |       | 97個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |       | 普通株式 9,700株<br>(新株予約権 1 個につき100株)          |
| 新株予約権の払込金額                 |       | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額     |       | 新株予約権 1 個当たり285,100円<br>(1 株当たり2,851円)     |
| 権 利 行 使 期 間                |       | 平成28年 3 月27日から<br>平成34年 3 月26日まで           |
| 行 使 の 条 件                  |       | (注) 1                                      |
| 使用人等への<br>交 付 状 況<br>(注) 2 | 当社使用人 | 新株予約権の数 97個<br>目的となる株式数 9,700株<br>保有者数 5 名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
  - (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
  - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
  - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
  - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
  - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
  - (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 交付時の状況を記載しております。

③ その他新株予約権の状況等（平成26年12月31日現在）

当社は、平成26年3月26日の取締役会決議に基づき、第10回新株予約権（業績目標コミットメント型有償ストック・オプション）を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

|                                                   |       | 第 1 0 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                         |       | 平成26年3月26日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新 株 予 約 権 の 数                                     |       | 3,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数            |       | 普通株式 300,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新 株 予 約 権 の 1 個<br>当 た り の 発 行 価 額                |       | 100円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に<br>際 し て 出 資 さ れ る<br>財 産 の 価 額 |       | 新株予約権1個当たり225,500円（1株当たり2,225円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 権 利 行 使 期 間                                       |       | 平成29年4月1日から平成31年4月10日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 行 使 の 条 件 （ 概 要 ）                                 |       | <p>平成28年12月期の営業利益が下記(a)、(b)及び(c)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を、平成28年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 平成28年12月期の営業利益が2,000百万円を超過した場合<br/>割り当てられた新株予約権の50%</p> <p>(b) 平成28年12月期の営業利益が2,500百万円を超過した場合<br/>割り当てられた新株予約権の75%</p> <p>(c) 平成28年12月期の営業利益が3,000百万円を超過した場合<br/>割り当てられた新株予約権の100%</p> |
| 交 付 状 況<br>(注)                                    | 当社取締役 | <p>新株予約権の数 1,900個</p> <p>目的となる株式数 190,000株</p> <p>保有者数 3名</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                   | 当社使用人 | <p>新株予約権の数 1,100個</p> <p>目的となる株式数 110,000株</p> <p>保有者数 5名</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(注) 交付時の状況を記載しております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

| 会社における地位    | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                    |
|-------------|---------|--------------------------------------------|
| 代表取締役ＣＥＯ    | 池 田 武 弘 | 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役                     |
| 代 表 取 締 役   | 松 本 洋 一 | －                                          |
| 取 締 役 Ｃ Ｆ Ｏ | 小 島 聡   | 管理本部長<br>株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ監査役            |
| 取 締 役       | 須 永 直 樹 | ＩＲ本部長                                      |
| 取 締 役       | 佐 藤 眞 衛 | マキ・アソシエイツ株式会社代表取締役                         |
| 常 勤 監 査 役   | 若 本 英 徳 | ジェノダイブファーマ株式会社取締役<br>ＴＡＫ－Ｃｉｒｃｕｌａｔｏｒ株式会社取締役 |
| 監 査 役       | 山 田 啓 之 | エイジックス株式会社代表取締役<br>クックパッド株式会社取締役           |
| 監 査 役       | 杉 山 和 彦 | 一般社団法人与信管理協会監事                             |

- (注) １．取締役佐藤眞衛氏は、社外取締役であります。  
 ２．監査役山田啓之氏及び杉山和彦氏は、社外監査役であります。  
 ３．監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 ４．当社は、佐藤眞衛氏、山田啓之氏及び杉山和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 ５．平成26年9月25日開催の臨時株主総会において、須永直樹氏が取締役に選任され就任いたしました。  
 ６．平成26年10月1日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。  
 ・池田武弘氏は、代表取締役ＣＴＯから代表取締役ＣＥＯに就任いたしました。  
 ・松本洋一氏は、代表取締役ＣＥＯから代表取締役に就任いたしました。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額               |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 94,400千円<br>(6,500千円)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 27,000千円<br>(12,000千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(4名) | 121,400千円<br>(18,500千円) |

- (注) １．上記には、平成26年3月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成23年11月16日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐藤眞衛氏は、マキ・アソシエイツ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田啓之氏は、エイジックス株式会社の代表取締役、及びクックパッド株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役杉山和彦氏は、一般社団法人与信管理協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 出席状況及び発言状況                                                                |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 佐藤 眞 衛  | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。      |
| 監査役 | 山 田 啓 之 | 当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会21回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な知識、経験に基づき適宜発言を行っております。  |
| 監査役 | 杉 山 和 彦 | 当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会21回全てに出席いたしました。元上場会社の代表取締役としての経験に基づき適宜発言を行っております。 |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）

16,200千円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行します。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図ります。

当事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行います。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録（電磁的方法による記録を含む）の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各本部長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行います。

本部長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行します。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な経営意思決定を行います。

取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保します。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について必要な管理を行います。また、子会社各社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い当社に報告します。

当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認します。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役は監査役の要請に応じて適切な人材を配置します。監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査役に報告し必要な場合には監査役の同意を得ます。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとします。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は取締役会に出席し、議事に対して必要な助言又は勧告を行います。

監査役は、月 1 回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行います。

会計監査に係る会計監査人からの定期的な報告のほか、監査役会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築します。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨みます。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

# 連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 3,234,024 | 流 動 負 債       | 1,625,342 |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,034,464 | 買 掛 金         | 1,278,627 |
| 売 掛 金           | 972,870   | 未 払 金         | 187,087   |
| 商 品             | 3,703     | 未 払 法 人 税 等   | 122,202   |
| 仕 掛 品           | 6,475     | そ の 他         | 37,424    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 11,509    | 固 定 負 債       | 11,045    |
| そ の 他           | 210,585   | 資 産 除 去 債 務   | 11,045    |
| 貸 倒 引 当 金       | △5,584    | 負 債 合 計       | 1,636,387 |
| 固 定 資 産         | 679,260   | (純 資 産 の 部)   |           |
| 有 形 固 定 資 産     | 392,383   | 株 主 資 本       | 2,273,996 |
| 建 物             | 18,475    | 資 本 金         | 846,610   |
| 機 械 及 び 装 置     | 290,461   | 資 本 剰 余 金     | 785,869   |
| そ の 他           | 83,446    | 利 益 剰 余 金     | 706,001   |
| 無 形 固 定 資 産     | 56,504    | 自 己 株 式       | △64,484   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 230,372   | 新 株 予 約 権     | 2,900     |
| 保 険 積 立 金       | 204,637   | 純 資 産 合 計     | 2,276,896 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 7,032     |               |           |
| そ の 他           | 18,702    |               |           |
| 資 産 合 計         | 3,913,284 | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,913,284 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 9,105,611 |
| 売上原価         |         | 6,620,557 |
| 売上総利益        |         | 2,485,054 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,690,265 |
| 営業利益         |         | 794,789   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 4       |           |
| 消費税差額        | 1,955   |           |
| その他          | 82      | 2,043     |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 172     |           |
| 株式交付費        | 793     |           |
| 上場関連費用       | 4,000   |           |
| 自己株式取得費用     | 2,024   |           |
| その他          | 137     | 7,128     |
| 経常利益         |         | 789,703   |
| 特別損失         |         |           |
| 本社移転費用       | 3,413   | 3,413     |
| 税金等調整前当期純利益  |         | 786,290   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 267,267 |           |
| 法人税等調整額      | 20,018  | 287,286   |
| 当期純利益        |         | 499,004   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             | 新 予 約 株 権 | 純 資 産 計 合 |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資 剩 余 本 金 | 利 剩 余 益 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |           |           |
| 平 成 2 6 年 1 月 1 日 残 高         | 833,820 | 773,210   | 457,306   | —       | 2,064,337   | —         | 2,064,337 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額         |         |           |           |         |             |           |           |
| 新 株 の 発 行                     | 12,789  | 12,659    |           |         | 25,448      |           | 25,448    |
| 剩 余 金 の 配 当                   |         |           | △250,310  |         | △250,310    |           | △250,310  |
| 当 期 純 利 益                     |         |           | 499,004   |         | 499,004     |           | 499,004   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △64,484 | △64,484     |           | △64,484   |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             | 2,900     | 2,900     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 12,789  | 12,659    | 248,694   | △64,484 | 209,658     | 2,900     | 212,559   |
| 平 成 2 6 年 1 2 月 3 1 日 残 高     | 846,610 | 785,869   | 706,001   | △64,484 | 2,273,996   | 2,900     | 2,276,896 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ  
平成26年7月1日付で、当社を存続会社、連結子会社であった株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

機械及び装置 9年

その他 5～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### ④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 92,593千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 連 結 会 計 年 度<br>期 首 の 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度<br>末 の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 普 通 株 式   | 5, 006, 200株                 | 5, 143, 800株               | 一株                         | 10, 150, 000株              |

(変動事由の概要)

平成26年1月1日付で1株を2株に株式分割したことによる増加 5, 006, 200株

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 137, 600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 連 結 会 計 年 度<br>期 首 の 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 連 結 会 計 年 度<br>末 の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 普 通 株 式   | 一株                           | 20, 000株                   | 一株                         | 20, 000株                   |

(変動事由の概要)

平成26年5月8日の取締役会決議に基づき、自己株式の取得20, 000株を行っております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額     | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|--------------|-------------|------------|
| 平成26年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 250, 310千円 | 50円          | 平成25年12月31日 | 平成26年3月27日 |

(注) 1. 1株当たり配当額は、記念配当(創立10周年記念)10円を含んでおります。

2. 平成26年1月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり配当額は、株式分割前の金額で記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額     | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------|--------------|-------------|------------|
| 平成27年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 253, 250千円 | 利益剰余金 | 25円          | 平成26年12月31日 | 平成27年3月30日 |

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|    |   |   |   |   |   |   |   | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる<br>株式の数 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|----------------|---------------|
| 第  | 1 | 回 | 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 普 通 株 式        | 21,600株       |
| 第  | 2 | 回 | 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 普 通 株 式        | 39,200株       |
| 第  | 3 | 回 | 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 普 通 株 式        | 600,000株      |
| 第  | 4 | 回 | 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 普 通 株 式        | 6,800株        |
| 第  | 5 | 回 | 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 普 通 株 式        | 400,000株      |
| 第  | 8 | 回 | 新 | 株 | 予 | 約 | 権 | 普 通 株 式        | 13,200株       |
| 合計 |   |   |   |   |   |   |   |                | 1,080,800株    |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|          | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）    | 差額（千円） |
|----------|--------------------|-----------|--------|
| ① 現金及び預金 | 2,034,464          | 2,034,464 | —      |
| ② 売掛金    | 972,870            | 972,870   | —      |
| 資産計      | 3,007,335          | 3,007,335 | —      |
| ① 買掛金    | 1,278,627          | 1,278,627 | —      |
| ② 未払金    | 187,087            | 187,087   | —      |
| ③ 未払法人税等 | 122,202            | 122,202   | —      |
| 負債計      | 1,587,917          | 1,587,917 | —      |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 224円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円28銭

(注) 平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産         | 3,138,833 | 流 動 負 債         | 1,628,040 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,938,856 | 買 掛 金           | 1,278,627 |
| 売 掛 金           | 972,870   | 未 払 金           | 191,317   |
| 商 品             | 3,703     | 未 払 法 人 税 等     | 121,853   |
| 仕 掛 品           | 6,475     | 預 り 金           | 4,733     |
| 前 渡 金           | 161,466   | 前 受 収 益         | 1,240     |
| 前 払 費 用         | 48,190    | そ の 他           | 30,268    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 11,501    | 固 定 負 債         | 11,045    |
| そ の 他           | 1,353     | 資 産 除 去 債 務     | 11,045    |
| 貸 倒 引 当 金       | △5,584    |                 |           |
| 固 定 資 産         | 779,060   | 負 債 合 計         | 1,639,086 |
| 有 形 固 定 資 産     | 392,182   | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 建 物             | 18,475    | 株 主 資 本         | 2,275,906 |
| 機 械 及 び 装 置     | 290,461   | 資 本 金           | 846,610   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 83,246    | 資 本 剰 余 金       | 785,869   |
| 無 形 固 定 資 産     | 56,504    | 資 本 準 備 金       | 785,869   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 56,504    | 利 益 剰 余 金       | 707,911   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 330,372   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 707,911   |
| 関 係 会 社 株 式     | 100,000   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 707,911   |
| 長 期 前 払 費 用     | 399       | 自 己 株 式         | △64,484   |
| 保 険 積 立 金       | 204,637   | 新 株 予 約 権       | 2,900     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 7,032     | 純 資 産 合 計       | 2,278,806 |
| そ の 他           | 18,303    |                 |           |
| 資 産 合 計         | 3,917,893 | 負 債 純 資 産 合 計   | 3,917,893 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 1 月 1 日から)  
(平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,105,611 |
| 売 上 原 価                 | 6,622,227 |
| 売 上 総 利 益               | 2,483,384 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,694,832 |
| 営 業 利 益                 | 788,552   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 4         |
| 業 務 受 託 料               | 1,400     |
| 受 取 家 賃                 | 4,055     |
| そ の 他                   | 10        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 172       |
| 株 式 交 付 費               | 793       |
| 上 場 関 連 費 用             | 4,000     |
| 自 己 株 取 得 費 用           | 2,024     |
| 為 替 差 損                 | 137       |
| 経 常 利 益                 | 786,894   |
| 特 別 利 益                 |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 1,730     |
| 特 別 損 失                 |           |
| 本 社 移 転 費 用             | 3,413     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 785,212   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 266,639   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 19,986    |
| 当 期 純 利 益               | 498,585   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から  
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                                  | 株 主 資 本 |              |                |                    |             |         |             | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|--------------------------------------------------|---------|--------------|----------------|--------------------|-------------|---------|-------------|--------------|--------------|
|                                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                | 利 益 剰 余 金          |             | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |              |              |
|                                                  |         | 資 本<br>準 備 金 | 資 本<br>剰 余 金 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 |         |             |              |              |
|                                                  |         |              |                | 繰 越 利 益 剰 余 金      |             |         |             |              |              |
| 平成26年1月1日<br>残                                   | 833,820 | 773,210      | 773,210        | 459,635            | 459,635     | —       | 2,066,666   | —            | 2,066,666    |
| 事業年度中の変動額                                        |         |              |                |                    |             |         |             |              |              |
| 新 株 の 発 行                                        | 12,789  | 12,659       | 12,659         |                    |             |         | 25,448      |              | 25,448       |
| 剰 余 金 の 配 当                                      |         |              |                | △250,310           | △250,310    |         | △250,310    |              | △250,310     |
| 当 期 純 利 益                                        |         |              |                | 498,585            | 498,585     |         | 498,585     |              | 498,585      |
| 自 己 株 式 の 取 得                                    |         |              |                |                    |             | △64,484 | △64,484     |              | △64,484      |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額（純 額） |         |              |                |                    |             |         |             | 2,900        | 2,900        |
| 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 合 計                         | 12,789  | 12,659       | 12,659         | 248,275            | 248,275     | △64,484 | 209,239     | 2,900        | 212,140      |
| 平成26年12月31日<br>残                                 | 846,610 | 785,869      | 785,869        | 707,911            | 707,911     | △64,484 | 2,275,906   | 2,900        | 2,278,806    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 5～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額 92,493千円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 425千円

短期金銭債務 4,806千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 38,200千円

営業取引以外による取引高 5,455千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 20,000株 |
|------|---------|

#### 5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| ソフトウェア    | 1,941千円  |
| 繰延資産償却超過額 | 4,678千円  |
| 資産除去債務    | 3,572千円  |
| 未払事業税     | 9,484千円  |
| その他       | 2,038千円  |
| 繰延税金資産合計  | 21,714千円 |

繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 3,180千円  |
| 繰延税金負債合計        | 3,180千円  |
| 繰延税金資産の純額       | 18,533千円 |

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 11,501千円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 7,032千円  |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税の課税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類     | 会社等の名称      | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合         | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 内 容          | 取引金額<br>(千 円) | 科 目   | 期末残高<br>(千 円) |
|---------|-------------|-----------------------------|----------------------|------------------|---------------|-------|---------------|
| 主 要 株 主 | 株式会社ヨドバシカメラ | (被所有)<br>直接 14.0%<br>[4.0%] | 営 業 取 引              | 当社サービスに付随する物品の販売 | 103,168       | 売 掛 金 | 39,039        |
|         |             |                             |                      | 当社サービスの販売代理      | 820,159       | 未 払 金 | 158,521       |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の[ ]内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

### (2) 子会社及び関連会社

| 種 類   | 会社等の名称              | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係                 | 取 引 内 容     | 取引金額<br>(千 円) | 科 目           | 期末残高<br>(千 円) |
|-------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 子 会 社 | 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ  | (所有)<br>直接 100.0%   | 当社ネットワークシステムの運用保守業務委託<br>管理業務受託役員の兼任 | 管理業務受託等     | 769           | —             | —             |
|       |                     |                     |                                      | 運用保守業務委託    | 5,200         | —             | —             |
| 子 会 社 | 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ | (所有)<br>直接 100.0%   | マーケティング業務委託<br>管理業務受託役員の兼任           | 管理業務受託等     | 4,686         | そ の 他<br>流動資産 | 425           |
|       |                     |                     |                                      | マーケティング業務委託 | 33,000        | 未 払 金         | 4,806         |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 平成26年7月1日付で、当社を存続会社、連結子会社であった株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボを消滅会社とする吸収合併を実施しております。上記の取引金額は、関連当事者の期間に該当した期間の取引について記載しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事<br>者との関係 | 取引内容                       | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|------------|-----|------------------|---------------|--------------------|---------------|----------------------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 池田 武弘      | —   | —                | 当社代表取締役CEO    | (被所有)<br>直接 4.8%   | —             | ストック・オプション<br>の権利行使<br>(注) | 11,931       | —  | —            |
| 役員 | 原田 実       | —   | —                | 当社取締役COO      | (被所有)<br>直接 0.8%   | —             | ストック・オプション<br>の権利行使<br>(注) | 11,931       | —  | —            |

(注) 平成18年2月28日開催の当社第2回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 224円67銭  
(2) 1株当たり当期純利益 49円24銭  
(注) 平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

株式会社ワイヤレスゲート  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 川 | 一 之 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 奥 見 | 正 浩 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 2 月16日

株式会社ワイヤレスゲート

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 一 之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月18日

株式会社ワイヤレスゲート 監査役会

常勤監査役 若 本 英 徳 ㊟

社外監査役 山 田 啓 之 ㊟

社外監査役 杉 山 和 彦 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

(注) 当社は、平成26年1月1日付で、当社普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。以下の1株当たりの配当金額は、株式分割後のものであり、株式分割実施前を基準に換算すると、配当金額は1株当たり金50円に相当し、前期の配当金額（創立10周年の記念配当を除く。）に比べ実質的に10円の増配となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円

配当総額 253,250,000円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社を取り巻く経営環境の変化に応じて、将来的な事業内容の多様化も含めて柔軟かつ機動的に対応するため、現行定款第2条の事業目的に新たな目的を追加するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役C A O及び取締役C I R Oを定めることができる旨及び今後の経営環境の変化に機動的に対応し、必要な経営体制を構築するため、既存の役付取締役に加えて新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役に定めることができる旨をそれぞれ現行定款第22条に追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>(2) 電気通信に関するソフトウェア、システム等の開発、制作、販売及び賃貸</p> <p>(3) 電気通信及びこれに附帯する設備、機器等の開発、製造、販売及び賃貸</p> <p>(4) 携帯電話、インターネット等を利用した広告事業及び広告代理店事業</p> <p>(5) 携帯電話、インターネット等を利用した商品の販売及びサービスの提供</p> <p>(6) 前各号に関連する業務のコンサルティング事業及び業務受託事業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 前各号に附帯する一切の業務</p> | <p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 有価証券の取得及び保有</u></p> <p><u>(8) 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業</u></p> <p>(9) 前各号に附帯する一切の業務</p> |

| 現行定款                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1．取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2．取締役会は、その決議によって取締役CEO、取締役COO、取締役CFO、取締役CTO、各1名を定めることができる。</p> | <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>1．（現行どおり）</p> <p>2．取締役会は、その決議によって取締役CEO、取締役COO、<u>取締役CAO</u>、取締役CFO、<u>取締役CIRO</u>、取締役CTO、各1名を定めることができる。<u>また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。</u></p> |

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | い け    だ    た け    ひ ろ<br>池   田   武   弘<br>(昭和47年4月12日) | 平成11年4月   エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会<br>社（現 株式会社NTTドコモ）入<br>社<br>平成16年1月   株式会社トリプレットゲート（現<br>当社）設立 代表取締役社長就任<br>平成22年12月   株式会社トリプレットゲート（現<br>当社） 代表取締役CEO就任<br>平成24年11月   株式会社ワイヤレステクノロジー・<br>ラボ 代表取締役就任<br>平成24年11月   株式会社ワイヤレスマーケティング・<br>ラボ 取締役就任（現任）<br>平成26年3月   当社 代表取締役CTO就任<br>平成26年4月   当社 代表取締役CTO技術本部長<br>就任<br>平成26年10月   当社 代表取締役CEO就任（現<br>任） | 490,800株          |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )           | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ※<br>2     | は ら だ み の る<br>原 田 実<br>(昭和40年 7 月19日)  | <p>平成2年4月 マニファクチュラーズ・ハノーバー銀行（現 J Pモルガン・チェース銀行）入行</p> <p>平成9年1月 株式会社NEC総研（現 NECマネジメントパートナー株式会社）入社</p> <p>平成10年10月 ライコスジャパン株式会社（現 楽天株式会社）入社</p> <p>平成11年11月 株式会社ライブドア（現 テコラス株式会社）入社</p> <p>平成12年6月 株式会社シーブロード入社 専務取締役COO就任</p> <p>平成16年1月 株式会社トリプレットゲート（現 当社）設立 取締役就任</p> <p>平成22年12月 株式会社トリプレットゲート（現 当社） 取締役COOセールス・マーケティンググループ長就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役就任（現任）</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ 取締役就任</p> <p>平成26年3月 当社 取締役COO退任</p> | 80,200株           |
| 3          | こ じ ま さ と し<br>小 島 聡<br>(昭和49年 2 月 1 日) | <p>平成8年4月 隆祥産業株式会社（現 株式会社レクザム）入社</p> <p>平成11年9月 株式会社ディスコ入社</p> <p>平成22年10月 株式会社トリプレットゲート（現 当社）入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー</p> <p>平成23年3月 当社 取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ 監査役就任</p> <p>平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 監査役就任（現任）</p> <p>平成26年3月 当社 取締役CFOコーポレート・マネジメントグループ長就任</p> <p>平成26年4月 当社 取締役CFO管理本部長就任（現任）</p>                                                                                                            | 20,000株           |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | す な が なお き<br>須 永 直 樹<br>(昭和56年 9 月 4 日) | 平成17年 4 月 株式会社ジェーワン入社<br>平成17年 9 月 サーチファーム・ジャパン株式会社<br>入社<br>平成19年 2 月 株式会社ソリッドレゾリューション<br>ズ入社<br>平成19年 7 月 株式会社ベルパーク入社<br>平成24年 6 月 当社入社 コーポレート・マネジメ<br>ントグループマネージャー<br>平成25年 1 月 当社 I R室室長<br>平成26年 9 月 当社 取締役 I R室長就任<br>平成26年10月 当社 取締役 I R本部長就任 (現<br>任)              | 一株                |
| ※<br>5    | わた なべ たつ お<br>渡 邊 龍 男<br>(昭和39年 6 月11日)  | 昭和62年 4 月 住友生命保険相互会社入社<br>平成13年 6 月 サイトデザイン株式会社 取締役就<br>任<br>平成16年 6 月 株式会社オールアバウト 常勤監査<br>役就任 (現任)<br>平成16年 6 月 株式会社SDホールディングス 監<br>査役就任<br>平成17年 3 月 デザインエクスチェンジ株式会社<br>監査役就任<br>平成19年 6 月 ウェブブロックホールディングス株<br>式会社 取締役就任<br>平成24年 3 月 当社 社外取締役就任<br>平成26年 3 月 当社 社外取締役退任 | 一株                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 渡邊龍男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 渡邊龍男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が他の上場会社の役員として豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営に多様な視点からの意見をいただけることを期待したためであります。
5. 当社は、渡邊龍男氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第 1 項に定める額であります。
6. 当社は、渡邊龍男氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 「所有する当社の株式数」については、平成26年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

##### 1. 提案の理由

本総会開始の時をもって、平成26年9月25日開催の臨時株主総会において選任いただいた補欠監査役青木理恵氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)            | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| あお き り え<br>青 木 理 恵<br>(昭和45年10月9日) | 平成7年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所<br>平成12年7月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社（現 大和証券株式会社）入社<br>平成16年4月 青木公認会計士事務所開設（現在に至る）<br>平成22年6月 株式会社ドリコム 監査役（現任） | 一株         |

- (注) 1. 青木理恵氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 青木理恵氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識、経験等を有されていることから、当社のコーポレート・ガバナンス強化に活かしていただけることを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、青木理恵氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年11月16日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内と決議いただき今日にいたっております。この間、当社は、平成24年7月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、その後も事業領域の拡大及び売上高の拡大を実現して参りました。このような当社の成長に起因する経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したことを考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）に改めさせていただきますと存じます。

当社取締役会は、株主総会でご承認いただいた報酬額の範囲内で、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して、各取締役の報酬額を決定いたします。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数は引き続き5名（うち社外取締役1名）であります。

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年3月26日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

##### (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5. 01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4. 0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、  
Ver. 6. 0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

##### (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社にお持ちの株主様

証券会社にお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120（782）031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

#### 6．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

＜会 場＞ 東京都品川区東品川二丁目3番15号

第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス

＜交 通＞ ・東京モノレール 「天王洲アイル」 駅下車 中央口から徒歩約4分

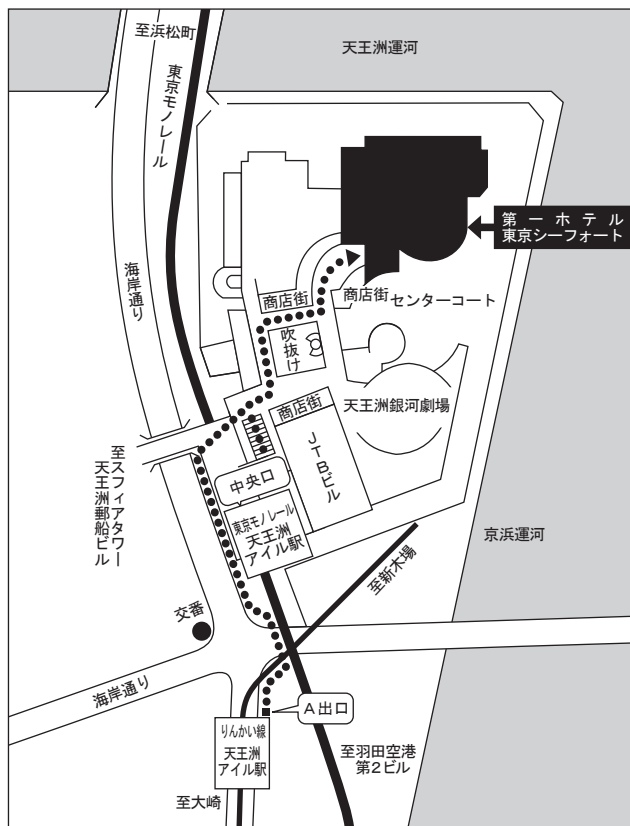
・りんかい線 「天王洲アイル」駅下車 A出口から徒歩約8分

・JR品川駅 港南口（東口）より都営バスで約5分

「天王洲アイル循環」バス「天王洲アイル」下車

「りんかい線天王洲アイル駅」行きバス「天王洲アイル」下車

<電話> 03-5460-4411



\*会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、公共交通機関をご利用願います。